

2. 生活援助事業部

(1) 居住支援課(ホームいろえんぴつ)

ホーム いろえんぴつ
ホーム長 藤波 淳子

① 運営理念

「一人ひとりの未来(あした)に向かって、自立した私らしい生活づくり」を運営理念として、利用者に安定した住まいを提供し、本人主体の生活支援を行っていく。また『第4期世田谷区障害福祉計画』の基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指し、社会福祉の向上に取り組んでいく。

② 運営方針

平成28年4月1日施行された障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目的としている。「ホームいろえんぴつ」の運営においては、差別や虐待の芽が発生しないよう職員の意識向上を図り、利用者の尊厳を守ることを徹底していく。

i) グループホーム

「ホーム いろえんぴつ」は法人の理念である「障害があっても住み慣れた地域でいつまでも生活できる」ように『住まいの場』として運営していく。「住む・働く・社会参加」が、人が生きていく上で必要な三原則であり、その中でも安定した「住居」がもっとも大切だと考えている。利用者は日中、サービス事業所や就労先へと出かけ、働く楽しさを実感しホームに帰宅する。そんな生活の多くの時間はホームで支援を受けることになる。開設から丸5年を経過し利用者にさまざまな変化が見られている。中でも利用者自治会「スケッチブックの会」の活動は、利用者の意見が飛び交う活発な場になってきており、さらに充実するよう支援していきたい。

また「ホーム いろえんぴつ」が地域に周知され、利用者が、地域に見守られながら当たり前の生活ができるように、地域の行事や避難訓練などにも積極的に参加していく。

そして、日々の支援は、個別支援計画に基づき利用者自らが計画作りに参加できるように要望など細かく汲み取り、作成は職員であるが、本人のニーズを具体化し利用者が活用できる計画書を作成し実践する。

さらに利用者の体調や高齢化にともなう変化も起きており、生き生きと生活を楽しむためにも状況に合った配慮が大きな問題になってきている。利用者の変化を記録にまとめ、相談支援事業所など福祉サービス機関や就労先とも連携しながら、さらなる5年先の見通しを持って長期的な視点で、本人・保護者や関係機関とともに実践を積み重ねていく。障害の重複化、高齢化による変化を把握しモニタリングや個別支援計画書の再計画作成に向け、相談支援事業所と連携を強化していきたい。

そのために下記の事項を重視して運営する。

- ア) 個別支援計画に基づいた本人主体の援助
 - ・アセスメント→計画→実践・援助→モニタリング(PDCA)

- ・個別面談を定期的に行い、本人に分かりやすい計画を提案する（見える化）
- ・保護者を含め相談支援事業所、各関係機関と連携し面談において方向性を共有する
- ・個別に職場訪問を行い、関係機関と連携し状況の把握をして必要に応じて支援を行う
- ・体調や生活に変化がみられる前に再評価実施

イ) 毎日の食事の栄養管理

- ・バランスの摂れた食事の提供を行う
- ・利用者の希望を献立に反映し楽しい食事時間を作る

ウ) 健康管理

- ・季節に合った生活の仕方(衣類・寝具・居室内など)を考える
- ・早期発見や予防を目指して健康管理に努める
- ・毎日起床時の検温を実施し、必要な場合は血圧チェックをする
- ・月一回ホーム内にて体重、血圧測定し支援に役立てる
- ・定期受診の際、日々の情報を文章で知らせ連携を深める
- ・服薬管理が必要な場合は、職員のダブルチェックを徹底しミスが無いようする
- ・協力医療機関の瀬田診療所(大橋医師)と連携し、かかりつけ医からの要請や日々の病気に対応していく
- ・感染症マニュアルの整備を行い対応方法の徹底する

エ) 衛生管理

- ・マニュアルを作成しホーム内の清掃、各感染症(インフルエンザ・ノロウイルスなど)対策等を怠らない
- ・職員は対応手順等の研修を行う
- ・帰宅時の手洗い・うがいの徹底・室内換気・消毒にも努める
- ・感染症シーズンは職員も業務前検温し手洗い・うがいを実施し、さらにホーム内の消毒を毎日行い健康に業務に着けるよう努める

オ) 利用者自治会『スケッチブックの会』(毎月1回実施)

- ・職員はサポートに周り、自主的に開催できるように運営していく
- ・自主的な活動の場を提供し、夢を叶えるきっかけ作りにする
- ・行事・イベント・食事の希望などを自発的に意見が出せるようにする
- ・生活上の問題もすべてこの場を有効に活用して行く

カ) 生活の質の向上

- ・地域資源を活用し、利用者の行動範囲を広げる
- ・他事業所の移動支援や緊急介護人制度を積極的に活用し、休日の余暇支援の充実を図る

キ) 職員研修

- ・職員全員が外部・内部研修に出席し幅広い知識を習得し資質向上を図る
- ・障害者差別解消法の施行に伴い、マニュアルの整備及び職員への周知を徹底する
- ・月1回の支援会議を利用し内部研修(虐待権利擁護研修)を定期化する
- ・OJT、OFF-JT、SDSを含めて体系を整備する

ク) 個人情報保護

- ・個人情報保護法及び法人の個人情報保護規程に基づいて、正当な理由がある場合を除き個人情報を第三者に対して提供しない
- ・広報誌、ホームページ、ケースファイルなどの個人情報や写真掲載に配慮し、厳重に管理する

ケ) 差別の禁止

- ・子供扱いするなど、その人の年齢に相応しくない接し方はしない

- ・障害の程度・状態・能力・年齢等で差別しない
- ・障害のために克服困難なことを、本人の責任とするような発言はしない
- ・利用者に対して、偏見や先入観をもって接することはしない
- ・利用者の言葉や動作などの真似をしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしない

ii) 短期入所（ショートステイ）

「ホーム いろえんぴつ」短期入所の事業実績は、毎年平均稼働率 120%を上回っている。重度障害者も積極的に受け入れ、障害支援区分 6 の方も利用できるように体制を整え職員のスキルを高めていく。緊急利用については世田谷区各支所ケースワーカーから問い合わせがあるが、キャンセルなどで発生した空室を使いできる限り受け入れを行っていく。地域の障害者により効果的にホームを活用してもらえるよう、関係諸機関ならびに行政とも連携していく。次回も使いたいと思ってもらえるようにサービスの向上に努めていく。

ショートステイが家族のレスパイトに役立つとともに、障害者が将来、自立した生活ができるようにトレーニングの場として位置付けられ、より多くの利用者に活用してもらえるよう環境整備を図り職員の支援力を向上して行く。

そのために、下記の事項を重視して運営する

ア) 安全・安心な施設作りを行う

- ・利用者や保護者のニーズに応じた支援の提供
- ・利用者支援会議を活用し情報共有化に努める
- ・体調管理に配慮し家族と連携する
- ・館内の衛生管理に努める
- ・月一回の防災訓練を実施する
- ・職員全員、普通救急救命講習(更新)を受け応急手当の手順を取得する
- ・職員全員、小規模社会福祉施設の防火実務講習を取得する

イ) 稼働率を考慮しながら、より質の高いサービスを目指す

- ・サービス向上のため、利用者の立場になって配慮出来るように支援会議の場で考える
- ・重度障害者の受け入れも積極的に行う
- ・年 4 回発行する広報紙や空室情報を定期的に利用者・関係機関に送付する
- ・ホームページを定期的に更新し情報提供を心掛ける

ウ) アンケート調査の実施

- ・ショートステイ利用者の退所時に「利用報告書」と共に「アンケート用紙」を配布する
- ・ホーム館内に設置した「意見箱」を自由に活用してもらう
- ・職員はアンケート結果を顧客満足度として参照し、より質の高いサービス提供に繋げる

iii) 日中ショートステイ

世田谷区独自事業として開始した日中ショートステイは、排泄、食事介助又は食事の提供、相談等の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うことが目的になる。おもに未就学児童から中学生の方が契約を結び利用を開始している。利用希望者は重複障害児（者）も多くみられ、職員は外部研修などに参加し、利用者の障害特性を理解し支援のスキルアップに取り組み適切

な支援を行うよう努めている。今後も保護者の緊急時対応やレスパイトに繋がる対応を行う。

日中ショートステイの利用できる時間帯は、入居者が日中サービスで出かけている時間帯やショートステイ利用者がホームへの入所前の時間帯を有効に使うこととし、利用期間は春休み、夏休みなど一定期間の運営とする。また日中ショートステイから短期ショートステイ利用、さらにグループホームへの入居と、将来的に繋げて支援できるよう、あらゆる状況にも対応した支援を行っていく。また保健福祉課への情報の提供や、広報誌配布、ホームページからも利用情報を広く提供していく。

③ 事業計画

i) グループホーム・短期入所(ショートステイ)

ア) 職員体制（平成29年2月現在）

	常勤	非常勤	合計
管理者（サービス管理責任者兼任）	1名	/	1名
世話人	2名	/	2名
生活支援員	4名	/	4名
合 計	7名	/	7名

- ・月1回職員連絡会議を行い、各利用者のケースについて情報を共有し連携する
- ・個別支援会議を年4回行う

イ) 研修計画

障害者差別解消法施行にあたり、さらなる職員の資質向上を図り経営理念を実現するために、専門職として必要な知識、技術の向上に向けて施設内外の研修へ積極的に参加し、自己啓発に努める。その知識と技術を職員間で共有することで、サービスの向上と満足度アップを目指す。外部研修へ参加した者は、利用者支援会議など利用し内部研修を実施していく。

虐待防止・権利擁護研修	全員
成年後見制度研修	管理者・世話人
他施設見学・実習	全員
障害特性・生活支援研修	全員
個別支援計画研修	生活支援者
災害研修・感染症研修	各担当者・全員
救急救命講習	未受講者・更新
その他	隨時

ウ) 定例会議

合 同 職 員 会 議	月1回	月行事計画・報告 業務協議・報告 職員勤務 等
運 営 会 議	月1回	運営の課題 研修 利用者対応 他
支 援 会 議	月1回	アセスメント・個別支援計画・ケース 内部各研修
行 事 担 当 者 会 議	隨時	企画・予算・実施・評価・決算

エ) 入居者 障害程度区分(平成29年2月現在)

区分2	2名
区分3	1名
区分4	2名
区分5	2名

オ) 日課

起床時間、就寝時間、日中の過ごし方は個別対応

カ) 食事

利用者の身体状況に配慮した、安全で栄養バランスの良いバラエティに富んだ食事の提供を目指す。利用者の希望メニューを献立に取り入れ、食を楽しみの一つとして充実する

朝食提供時間… 6:00～ 8:00

昼食提供時間… 11:30～13:30

夕食提供時間… 18:00～20:00

(※ 利用者休業日は起床時間、帰宅時間に合わせて提供)

キ) 入浴・洗濯

・「規則正しく清潔保持しながら生活する」を目的とする

17時～就寝前まで、毎日入浴可能

・洗濯は個別に行い、週一回寝具類の洗濯を行う。

ク) 行事

・利用者自治会「スケッチブックの会」を利用し希望を聞いて実施する

・担当職員は行事内容に工夫を凝らし新鮮なものにする

・定期的な行事のほかカラオケやお楽しみ食事会は隨時行っていく

<季節の行事>

4月	お花見	10月	いろえんぴつ温泉
5月	子どもの日イベント	11月	博水の郷文化祭
6月	お楽しみ食事会	12月	クリスマス会
7月	七夕会	1月	元旦初詣
8月	花火大会	2月	節分
9月	温泉イベント	3月	お疲れさま会

ケ) 災害・水害・防犯対策

防火管理者を配置しそのとで防災マニュアルを作成し訓練計画を立て実施、報告し成城消防署とも連携していく。入居者・ショートステイ利用者の防犯対策においては世田谷区からの「防犯情報」を取り入れ、建物の見直しを行い安全・安心に利用できるよう努める。

さらに法人本部と共に定期的に行われている地域の大規模災害訓練に参加する。また職員全員が救急救命講習(再受講)と防火実務講習を受講する。

①火災訓練・地震訓練・洪水訓練・防犯訓練や大規模災害訓練の実施

(毎月1回、ショートステイ利用者も参加、大規模災害訓練は年1回)

- ②法人全体の災害対策会議に出席し連携を強化する
- ③日常の消防設備機器の自主点検、整備
- ④大規模災害時の備蓄の保管、管理、点検
- ⑤各居室に避難用のヘルメット、手袋、情報カード設置（更新）
- ⑥大規模災害・防災対策などマニュアル作成（見直し）
- ⑦災害時の職員による「持出用品」や各居室の「持出袋」の点検
- ⑧緊急連絡網による職員連絡訓練実施（法人一斉と内部）
- ⑨法人本部や地域と連携し「大規模災害訓練」へ全利用者が参加する

コ) 協力医療機関

医療機関名	医療法人社団 瀬田診療所
院長名	大橋 美奈子
所在地	東京都世田谷区上野毛4-24-15
電話番号・FAX	03-3700-4369
診療科	内科

ii) 日中ショートステイ

在宅において支援や介護者の疾病やその他の理由により、一時的に利用が、必要になった利用者に対し、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境等に応じて必要な支援を行う。

利用定員	3名
営業日	月曜日～金曜日（土・日・祝祭日は休業）
サービス提供時間	10時～15時（4時間以上8時間未満）
昼食	11時30分～13時30分

(2) 相談支援課（相談支援センター フォルテ）

指定特定相談事業所 相談支援センターフォルテ
相談支援専門員 高野陽子

① 運営理念

「私らしい生活づくりを応援します。主役はあなたです。伝えて下さい。あなたの思いを」を相談支援事業所の運営理念とする。

② 今年度運営方針

世田谷区では「せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー(平成 27 年度～32 年度)、第 4 期世田谷区障害福祉計画(平成 27 年度～29 年度)」において、主要テーマとして『身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築』を挙げている。

相談支援専門員の報酬はサービス利用支援人継続サービス利用支援券、原則、計画作成時とモニタリング月のみの請求だが、現実にはそれ以外の月の通院同行・施設見学・サービス提供事業者との調整などの業務も多い。

福祉作業所併設の事業所として作業所関係の利用者を中心に計画相談を行い、サービス等利用計画に基づいて利用者が安心して地域で暮らし、自分らしい生活づくりができるように関係職員や保健福祉課・地域の保健・医療・福祉サービス・基幹相談支援センター等との連携を図り、利用者の生活が豊かになるように支援していく。

i) 相談支援専門員の専門性の向上

成年後見制度、年金関係を中心に各種の研修に参加する他、区や地域の事業者連絡会の参加や他職種との連携を通じ、専門性の向上を図る。

ii) 関係機関との連携の強化

保健福祉課・地域障害者相談センター・基幹相談支援センター・地域包括支援センター・サービス提供事業所と連携し、必要な支援をコーディネートしていく。

以下の連絡会に参加し、連携の強化に努める。

- ・世田谷区指定特定相談支援事業所連絡会
- ・玉川地域指定特定相談支援事業所連絡会
- ・玉川地域自立支援協議会
- ・玉川支援ねっと

③ 事業計画

i) 職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	一	1名（専従）
相談支援専門員	1名（専従）	一

ii) 事業内容

ア) 基本相談

障害者及びその介護者などから、社会生活を営む上での相談に応じる。

イ) サービス等利用計画の作成

障害者のご家庭等を訪問し、その置かれている環境や将来についての意向、その他の事情をアセスメントし、サービス等利用計画案を作成する。

支給決定後はサービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成する。

ウ) 継続サービス利用支援

計画の実施状況を把握し利用者の継続的な評価を行い（モニタリング）、必要に応じてサービス等利用計画の変更、サービス事業者との連絡調整を行う。

iii) 職員研修計画

個別研修計画に基づき実施する。

内 容	主 催
障害者ケアマネジメント研修	基幹相談支援センター
事例検討会	自立支援協議会
虐待防止・権利擁護研修	東京都社会福祉協議会 自立支援協議会 虐待防止部会等
相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任者研修	東京都福祉保健局
成年後見制度や年金に関する研修	